高齡者交通安全三五一只 章 全位外次次州子章

末年始はお温



ジングルベル、ジングルベル

鈴が鳴る~~♪♪

もうクリスマスの時期じゃのう。

今年もあと1週間じゃ!!

コロナウイルス感染症がなけりゃー皆で集まって酒を 飲むんじゃけどな~。

やれ今日は、一人で飲もうかの!!

ただし『酒を飲んだら乗るな』じゃ!!



N G



まさにそのとおりです!!

車はもちろん、自転車もお酒を飲んで運転すると「飲酒運転」 つまり、違反となります!!

お酒を飲んで「まあ少しの距離ならええか~」など安易な気持 ちで運転すれば大変なことになりますよ!!



道路交通法第65条第1項の違反!!

罰則 酒酔い運転

…5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転

…3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点 酒酔い運転 …35点

酒気帯び運転

… 呼気1リットル中 0.25ミリグラム以上

25点

0.15ミリグラム以上

13点



お酒を飲んだ 歩行者へのアドバイス ※違反点15点となると免許証取消 なお過去に違反がない場合です。

・初詣や初日の出のため夜間に出掛ける時は、転倒に気を付けて!!

・千鳥足になってない?飲み過ぎた後のお出かけは自粛しよう!!

崎れの国「ゆずる・とまる・まもる」で日本ー!!

岡山県警察